

Q & A

被扶養者認定の届出を
忘れていたとき

Q 私の妻は半年前に会社を辞め、健康保険の資格を失いましたが、共済組合への被扶養者認定の届出をしていませんでした。今から届出した場合、半年前まで遡って被扶養者に認定されますか？

A 被扶養者の認定は、扶養することとなった「事実が生じた日」※から30日以内に届出をしなければなりません。30日以内に届出されなかったときは、その届出を行った日から被扶養者として認定されることとなります。

「質問の場合、「事実が生じた日」は半年前にありますが、30日以内にその届出がされていけませんので、被扶養者に認定されるのは、今後「被扶養者申告書」により届出があった日(所属所受付印日付)からになります。

例 8月31日に 配偶者等が会社を退職した場合

- 9月30日までに届出をすれば、9月1日が認定日となります。
- 10月1日以降に届出をした場合は、届出日が認定日となります。

※「事実が生じた日」とは…

- 配偶者等が会社などを退職したとき
→ 退職した日の翌日
- 新生児が出生したとき
→ 出生日
- 婚姻したとき
→ 婚姻日
- 同居により扶養事実が生じたとき
→ 同居した日 など

国民年金第3号被保険者の認定について

ご質問のように配偶者(20歳以上60歳未満)を被扶養者とする場合は、同時に国民年金第3号被保険者の資格を取得することとなります。「事実が生じた日」から30日以内に届出されなかった場合、被扶養者の認定は遡りませんが、年金加入の空白期間をつくらぬ観点から、国民年金第3号被保険者の認定は、「事実が生じた日」まで遡れる場合があります。詳細については、共済組合資格係にお問い合わせください。



※退職してから被扶養者に認定されるまでの間が無保険とならないよう、在住地の国民健康保険担当課などにご相談ください。